



練馬区立高松小学校

第4学年 学年便り
11月号

令和2年10月30日

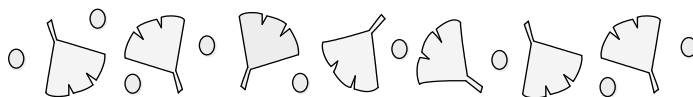
展覧会に向けて

肌寒くなり、秋の深まりが感じられるようになりました。気温の変化に対応できず体調を崩す子供も出てきています。かぜをひかないよう、外から帰ったら、うがい手洗いをこまめに行い、健康管理に気を付けて過ごしてほしいと思います。

11月27日（金）、28日（土）には、展覧会があります。1学期から準備を始め、素敵な作品が出来上がっています。保護者の皆様には、分散して見に来ていただくように計画しています。詳しくは後日展覧会のプログラムが配布されますのでご確認ください。

どうぞ、ご家庭でも話題にし、励ましていただきますようお願いいたします。

11月の予定



| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|-------------------------------------|---|--------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 2 放送朝会 委員会(6時間目) 5時間授業 14:45頃下校 | 3 文化の日 | 4 代表委員による 挨拶運動 5時間授業 14:40頃下校 | 5 代表委員による 挨拶運動 15:35頃下校 | 6 代表委員による 挨拶運動 14:55頃下校 | 7 |
| 9 放送朝会 15:35頃下校 | 10 兄弟学年遊び 15:35頃下校 | 11 就学時検診 12:50頃下校 | 12 児童集会 兄弟学年遊び(予備) 15:35頃下校 | 13 14:55頃下校 | 14 学校公開 (3時間) 道徳地区公開講座 11:50頃下校 |
| 16 放送朝会 15:35頃下校 | 17 避難訓練 15:35頃下校 | 18 クラブ 14:40頃下校 | 19 15:35頃下校 | 20 14:55頃下校 | 21 |
| 23 勤労感謝の日 | 24 15:35頃下校 | 25 13:20頃下校 | 26 15:35頃下校 | 27 展覧会 児童保護者鑑賞日 14:55頃下校 | 28 土曜授業 (3時間) 展覧会 保護者鑑賞日 11:50頃下校 |
| 30 放送朝会 展覧会 児童鑑賞日② 15:35頃下校 | 12月1日 個人面談 (希望制)① 14:25頃下校 | 2 委員会 13:20頃下校 | 3 個人面談 (希望制)② 14:25頃下校 | 4 個人面談 (希望制)③ 14:05頃下校 | 5 |

11月の学習

| | |
|-----|--|
| 国語 | 世界にほこる和紙 慣用句 短歌・俳句に親しもう |
| 社会 | まちのうつりかわり |
| 算数 | 垂直と平行 分数を詳しく調べよう |
| 理科 | 月と星の位置の変化 わたしたちの体と運動 季節と生物「秋」 |
| 総合 | 練馬大根のひみつ |
| 音楽 | リコーダー「ハローサミング」「もののけ姫」から 鑑賞「ノルウェー舞曲第2番」 |
| 図工 | お店屋さん |
| 体育 | ベースボール型ゲーム 陸上運動（小型ハードル） マット運動 |
| 道徳 | 公正、公平、社会正義 親切、思いやり 規則の尊重 勤労、公共の精神 |
| 外国語 | Alphabet |



●月の観察について

理科の「月と星の位置の変化」にて、夜の月と星の観察を行います。ご家庭でベランダや庭、窓から見える月と星を観察します。見通しの良いところで観察を行いたいと思いますので、場合によっては野外での観察を行うこともあると思います。その場合には、安全面の確保をお願いいたします。

●持ち物の記名について

2学期もあと2ヶ月ほどで終わります。最近、持ち物に記名がされていないことが目立ちます。教科書、ノート、文房具等。ぜひ、ご家庭でも確認をお願いします。また、学校に必要なのない物を持ってきていることも目にします。再度、高松小学校の持ち物のルールをご家庭で確認をお願いします。

●図工の持ち物について

普段の持ち物に合わせて11月は**割り箸を2膳**使います。ご用意ください。よろしく願いいたします。

●下校時刻について

11月2日（月）の下校時刻は委員会が行われるため14：45頃になります。11月4日（水）は5時間授業ですが、14：40頃になります。また、11日（水）は就学時検診がある12時50分頃になります。普段の下校時刻と異なりますのでご注意ください。

給食費教材費引き落とし 11月11日（水）

| | |
|---------|-------|
| 給食費 | 6000円 |
| 教材費 | 1600円 |
| 振り替え手数料 | 10円 |
| 計 | 7610円 |

※年度当初配布した徴収計画書ではなく、先月配布した購入計画書をご覧ください。よろしく願いいたします。